

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針に係る変更内容の概要

資料 1

水際対策（令和4年6月1日～）

項目	内容
入国時検査・入国後待機期間の見直し	国・地域を3つに区分し、全ての国・地域からの入国者について出国前検査を維持しつつ、 <u>一部の国・地域からの入国者に対し、入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機を求めない等の見直しを行う</u>
入国者総数の見直し	入国者総数の上限について、1日当たり2万人目途

ワクチン接種

項目	内容
目的	<u>1～3回目接種は重症化予防・発症予防等、4回目接種は重症化予防</u>
4回目接種対象	3回目接種の完了から5か月以上経過した①60歳以上の者、②18歳以上60歳未満の者のうち、 <u>基礎疾患を有する者</u> その他新型コロナウイルス感染症に係った場合の重症化リスクが高いと医師が認める者を対象

マスクの着用

マスクの着用を推奨	マスク着用を推奨されない
<u>屋内において、他者と身体的距離（2 m以上を目安）がとれない場合</u>	<u>屋内において、他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合</u>
他者と距離がとれるが、 <u>会話を行う場合</u>	屋内において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合 <u>（特に夏場は、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨）</u>
屋外において、他者と距離がとれず会話を行う場合	乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。
<u>高齢者との面会時や病院などハイリスク者と接する場合</u>	2歳以上の就学前の子どもについても、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用する必要がある。

学校におけるマスクの着用

項目	内容
基本的な対応	<u>衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本としつつ、<u>身体的距離が十分に確保できないときは、児童生徒にマスクの着用を指導</u></u>
マスクを外すことを推奨	<u>十分な身体的距離が確保できる場合や、<u>体育の授業ではマスクの着用は必要ないこと、<u>気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクを外すこと等を指導</u></u></u>
運動活動でのマスク着用	<u>体育の授業における取扱いに準じつつ、<u>接触を伴うものをはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、<u>練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底</u></u></u>

2歳未満児等におけるマスクの着用

項目	内容
2歳未満児	<u>2歳未満児のマスク着用は奨めない。</u>
2歳以上児	<u>個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、<u>他者との身体的距離にかかわらず、<u>マスク着用を一律には求めない。</u></u></u> なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる。